

府内市町村(指定都市除く)のラスパイレス指数

令和7年4月1日現在 98.8 (前年 98.5 + 0.3) ※41市町村加重平均値

ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(1)団体区分別平均

区分	時点	令和6.4.1	令和7.4.1	R6→R7増 減
府 内 市 町 村		98.5	98.8	0.3
府 内 市		98.5	98.8	0.3
府 内 町 村		98.1	98.5	0.4
全 地 方 公 共 団 体		98.8	98.9	0.1
全 国 市		98.6	98.7	0.1
全 国 町 村		96.4	96.7	0.3

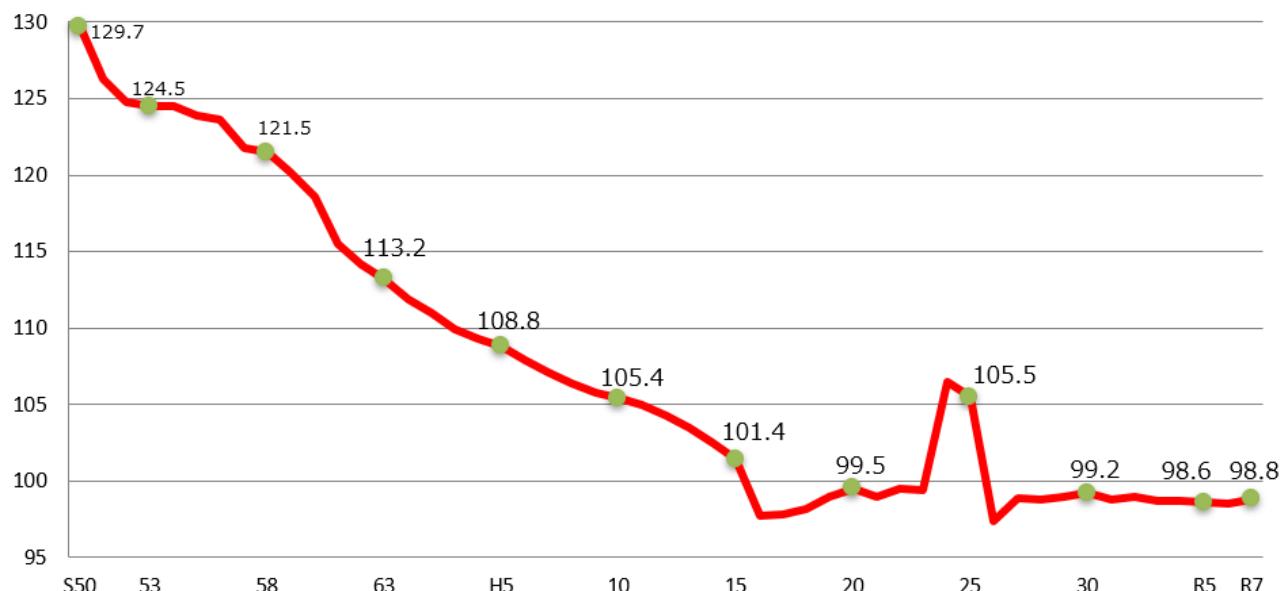
※「府内市町村」、「府内市」及び「全国市」については、指定都市を除く。「全地方公共団体」は、都道府県、指定都市、市町村及び特別区を含めた全団体。

※ ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(2)団体区分別最高値・最低値

区分	R7.4.1	
	最高値	最低値
府 内 市	101.1 羽曳野市	93.2 寝屋川市
府 内 町 村	101.6 河南町	96.5 能勢町

(3)ラスパイレス指数の推移



※平成24及び25年度については、国家公務員の時限的(2年間)な給与改定特例法による給与削減措置があったため、ラスパイレス指数が大きく上がっている。

団体別のラスパイレス指數

資料2

〈市〉	R6.4.1	R7.4.1	R6→R7増減	R7順位
岸和田市	98.9	98.9	0.0	12
豊中市	99.7	100.1	0.4	7
池田市	100.7	100.8	0.1	3
吹田市	100.1	100.8	0.7	3
泉大津市	95.7	97.1	1.4	22
高槻市	96.4	96.8	0.4	25
貝塚市	99.6	98.1	▲ 1.5	17
守口市	98.5	98.8	0.3	14
枚方市	98.1	97.9	▲ 0.2	18
茨木市	100.3	101.0	0.7	2
八尾市	97.8	98.2	0.4	16
泉佐野市	95.1	96.3	1.2	30
富田林市	99.7	99.4	▲ 0.3	8
寝屋川市	93.3	93.2	▲ 0.1	31
河内長野市	95.2	96.8	1.6	25
松原市	99.2	98.9	▲ 0.3	12
大東市	96.5	96.7	0.2	28
和泉市	99.2	99.0	▲ 0.2	11
箕面市	94.8	96.6	1.8	29
柏原市	100.1	98.6	▲ 1.5	15
羽曳野市	100.7	101.1	0.4	1
門真市	97.0	96.9	▲ 0.1	24
摂津市	99.4	99.1	▲ 0.3	10
高石市	100.0	100.3	0.3	6
藤井寺市	95.6	97.0	1.4	23
東大阪市	100.3	100.4	0.1	5
泉南市	95.3	97.8	2.5	19
四條畷市	96.0	96.8	0.8	25
交野市	97.9	97.3	▲ 0.6	21
大阪狭山市	99.2	99.4	0.2	8
阪南市	97.5	97.8	0.3	19
市平均	98.5	98.8	0.3	—
〈町村〉	R6.4.1	R7.4.1	R6→R7増減	R7順位
島本町	97.6	98.0	0.4	7
豊能町	97.8	98.7	0.9	5
能勢町	96.5	96.5	0.0	10
忠岡町	100.0	99.6	▲ 0.4	2
熊取町	96.7	96.6	▲ 0.1	9
田尻町	99.4	98.9	▲ 0.5	4
岬町	98.3	98.6	0.3	6
太子町	99.2	99.6	0.4	2
河南町	100.1	101.6	1.5	1
千早赤阪村	97.2	97.9	0.7	8
町村平均	98.1	98.5	0.4	—
市町村平均	98.5	98.8	0.3	—

参考:指定都市ラスパイレス指数

大阪市	99.0	99.3	0.3
堺市	100.4	100.6	0.2

※ ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

団体別の地域手当補正後ラスパイレス指数

資料3

団体名	ラスパイレス指数		地域手当	
	R7.4.1現在 (ア)	地域手当補正後 R7.4.1現在 (イ)※	団体実支給率 (ウ)	国基準の支給率 (エ)
岸和田市	98.9	98.9	10%	10%
豊中市	100.1	100.1	12%	12%
池田市	100.8	100.8	14%	14%
吹田市	100.8	100.8	14%	14%
泉大津市	97.1	97.1	10%	10%
高槻市	96.8	96.8	14%	14%
貝塚市	98.1	98.1	10%	10%
守口市	98.8	98.8	15%	15%
枚方市	97.9	97.9	11%	11%
茨木市	101.0	101.0	11%	11%
八尾市	98.2	98.2	11%	11%
泉佐野市	96.3	96.3	10%	10%
富田林市	99.4	99.4	10%	10%
寝屋川市	93.2	93.2	12%	12%
河内長野市	96.8	96.8	10%	10%
松原市	98.9	98.9	12%	12%
大東市	96.7	96.7	14%	14%
和泉市	99.0	99.0	10%	10%
箕面市	96.6	96.6	12%	12%
柏原市	98.6	98.6	11%	11%
羽曳野市	101.1	101.1	12%	12%
門真市	96.9	96.9	14%	14%
摂津市	99.1	99.1	10%	10%
高石市	100.3	97.7	11%	14%
藤井寺市	97.0	97.0	10%	10%
東大阪市	100.4	100.4	11%	11%
泉南市	97.8	97.8	10%	10%
四條畷市	96.8	96.8	10%	10%
交野市	97.3	97.3	11%	11%
大阪狭山市	99.4	99.4	14%	14%
阪南市	97.8	97.8	10%	10%
島本町	98.0	98.0	10%	10%
豊能町	98.7	98.7	10%	10%
能勢町	96.5	96.5	4%	4%
忠岡町	99.6	99.6	10%	10%
熊取町	96.6	96.6	10%	10%
田尻町	98.9	98.9	10%	10%
岬町	98.6	98.6	10%	10%
太子町	99.6	99.6	10%	10%
河南町	101.6	101.6	10%	10%
千早赤阪村	97.9	97.9	10%	10%

※(イ)は、令和7年4月1日現在の各団体及び国基準の支給率に基づき、(ア)×(1+(ウ))÷(1+(エ))で算出したもの。

団体別のラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

資料4

団体名	ラスパイレス指数	
	R7.4.1現在	ラスパイレス指数に指定職 を含めた場合の試算値 R7.4.1現在
岸和田市	98.9	98.3
豊中市	100.1	99.4
池田市	100.8	100.1
吹田市	100.8	100.2
泉大津市	97.1	96.4
高槻市	96.8	96.2
貝塚市	98.1	97.5
守口市	98.8	98.1
枚方市	97.9	97.3
茨木市	101.0	100.3
八尾市	98.2	97.5
泉佐野市	96.3	95.6
富田林市	99.4	98.7
寝屋川市	93.2	92.6
河内長野市	96.8	96.1
松原市	98.9	98.3
大東市	96.7	96.1
和泉市	99.0	98.4
箕面市	96.6	95.9
柏原市	98.6	98.0
羽曳野市	101.1	100.4
門真市	96.9	96.2
摂津市	99.1	98.4
高石市	100.3	99.7
藤井寺市	97.0	96.3
東大阪市	100.4	99.8
泉南市	97.8	97.2
四條畷市	96.8	96.1
交野市	97.3	96.6
大阪狭山市	99.4	98.7
阪南市	97.8	97.1
島本町	98.0	97.3
豊能町	98.7	97.9
能勢町	96.5	95.7
忠岡町	99.6	98.9
熊取町	96.6	96.0
田尻町	98.9	98.2
岬町	98.6	97.9
太子町	99.6	98.9
河南町	101.6	100.8
千早赤阪村	97.9	97.0

※指定職とは、国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員を指し、その職務と責任の特殊性から、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には本来含まれません。

本試算値は、指定職を対象に含めた場合の参考値として、国において算定されたものです。

資料 5

(参考)

〈ラスパイレス指数〉

ラスパイレス指数は、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較するため、一般行政職について国家公務員の職員構成を基準として学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものである。

比較しようとする市町村の職員構成が国家公務員の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、比較しようとする市町村の仮定給料総額（市町村の学歴別・経験年数区分別の平均給料月額に国家公務員の職員数を乗じて得た総額）を、国家公務員の実給料総額で除して得る加重平均値である。

〈地域手当補正後ラスパイレス指数〉

地域手当（平成 18 年度から導入）を加味した各市町村における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を算出したものである。

〈ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値〉

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適応職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表（一）適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含めていない。

しかし、指定職の職員は行政職俸給表（一）適用職員から移行することが多いこと等を踏まえ、参考として算出するものである。